

利用規約 事業者用

本規約は、株式会社 MonotaRO（以下「当社」とします）のデータ復旧サービス（以下「本サービス」とします）に関して規約を定めるものです。

第1条 ＜定義＞

- 「本サービス」とは、委託された障害の起きている製品または磁気媒体などの記憶媒体（以下「障害媒体」という）に含まれるデータをファイルの形で回収する日本国内専用のサービス（※）を指し、範囲・対応内容は下記各号のとおりとします。
（※）本サービスは、障害媒体に存する内部データについて、その内容を個別特定、着目して取り扱うものではなく、障害媒体より包括的に内部データの回収を実施するサービスになります。
 - ① 初期調査
データ復旧の可否の判断および復旧可能な場合における復旧可能なデータリストの作成をします。尚、障害原因の特定及び解析、それに関わる報告書作成は行わないものとします。
 - ② データ復旧
データ復旧が可能な状態で、かつ、ユーザーへの初期調査報告に基づいてユーザーから復旧依頼をいただいた場合、障害媒体からデータを回収する作業を実施します。尚、障害媒体の修理行為は行わないものとします。
 - ③ 前各号に付随して行うサービス
初期調査の報告書や障害媒体等の輸送手配、障害媒体の輸送先の住所等の情報をメールで送信する等のサービスを行います。
- 「ユーザー」とは、事業者であり、当社が「ご利用規約 事業者用」に基づきユーザー登録を行った本サービスの利用者を指します。一般消費者は対象としておりません。
- 「ご利用規約 事業者用」とは、<https://www.monotaro.com/main/rule/>に掲載された、ユーザーに適用される当社の利用規約を指します。

第2条 ＜本規約の範囲、適用関係＞

- 本規約はユーザーと当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。
- 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約に定めのない事項については、当社の「ご利用規約 事業者用」を適用し、本規約と抵触する事項については本規約を優先して適用するものとします。

第3条 ＜本規約への同意＞

本サービスを利用するには、本規約に同意する必要があります。

第4条 ＜本サービスの再委託＞

当社は、ユーザーに対して提供する本サービスの全部または一部を第三者（以下「再委託先」とします。再委託先には、当該第三者が更に再委託する第三者も含み、それ以降も同様とします。）に委託することができるものとします。

第5条 ＜当社からユーザーへの通知方法＞

当社からユーザーに対する通知は、当社からまたは再委託先から、モノタロウサイト上、モバイルサイト上、モノタロウアプリ上、FAX、E-mail、郵便など当社が適当と認める方法により行われるものとします。

第6条 ＜本サービスの利用契約、本サービスの注文方法＞

- ユーザーは、当社におけるユーザー登録後、本サービスの注文が可能となるものとします。なお、本サービスの注文の際には、当社が発行したユーザーID およびパスワードの入力が必要となります。
- ユーザーID およびパスワードを用いて行われた本サービスの注文については、当社はユーザーの有効な意思表示であるものとし、正当な注文とみなします。
- ユーザーは、本サービスを注文する際に、当社所定の方法により、ユーザーの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの提供に必要な情報を当社に申し出るものとします。
- ユーザーが注文した後、当社が注文を受付、受注処理を確定したときをもって、本サービスの内容、利用料金を含む本サービスの利用契約（以下「利用契約」とします。）が成立したものとします。受注処理確定後ただちに本サービスの提供準備を行いますので、ご注文後のキャンセルおよびご変更はできません。上記にかかわらず、所定の条件および手続により、ご注文のキャンセルができる場合がございます。

第7条 ＜障害媒体及び内部データに対する権利＞

ユーザーは、障害媒体及び内部データの権利について次の各号を承諾した上で本サービスを利用するものとします。

- ユーザーは、本サービスを依頼する媒体の正当な所有権または所有者からの正当な代理権を有することを本サービスの申し込みをもって証明されたものとします。
- 著作権に関わるデータ（音楽データ、映像関連データ等）は、本サービスの申し込みをもってデータに関してユーザーが正当な権利を有していることを保証したものとします。
- 障害媒体および内部データの権利について、第三者からの損害賠償請求等が発生した場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 ＜障害媒体の輸送＞

利用契約が成立した後、当社または再委託先からユーザーのメールアドレスに対して、障害媒体の輸送先の住所等の情報をお知らせし

ます。その後、ユーザーご自身で障害媒体の輸送手続きをとっていただきます。

第9条 <本サービスに関する費用と取り扱い>

ユーザーは、本サービスに関する費用と取り扱いについて次の各項を承諾した上で本サービスを利用するものとします。

1. (データ復旧費用)
データ復旧の費用は、記憶媒体の種類ごとに当社料金表に基づいて申し受けます。
2. (ユーザーからの障害媒体の輸送費用)
ユーザーからの障害媒体の輸送費用はユーザーの負担とします。なお、輸送後、初期調査の結果、データ復旧ができず障害媒体を返却する場合であっても、ユーザー負担の輸送費用は返金しないものとします。
3. (データ納品用媒体費用)
障害媒体から回収したデータを納品する媒体の費用は無料となります。データ納品用媒体については、再委託先にて適切なものを選択してご納品させていただきます。
4. (再委託先からの障害媒体、データ納品用媒体の輸送費用)
再委託先からユーザーへ障害媒体とデータ納品用媒体の輸送費用は、再委託先が負担するものとします。
5. (納品後不備があり、規定通りユーザーから再委託先へ不備の申し出があった場合の輸送費用)
再委託先からユーザーへ納品した後、ユーザーが不備を発見し、第12条の規定通りユーザーから再委託先へ不備の申し出があった場合の輸送費用の取り扱いについては、次の通りとします。尚、ユーザーから再委託先へ不備の申し出があった場合に、再委託先から輸送費用の取り扱いについてご案内させていただきます。
 - ① 納品用媒体に問題があるなど、当社または再委託先に不備の原因がある場合
障害媒体、データ納品用媒体の輸送費用は再委託先が負担するものとします。
 - ② ユーザーが誤ってデータを消去するなど、ユーザーに不備の原因がある場合
障害媒体、データ納品用媒体の輸送費用はユーザーが負担するものとします。

第10条 <ユーザーからのキャンセル>

ユーザーが本サービスをキャンセルする場合について、次の通り規定します。

1. (データ復旧依頼前のキャンセル)
障害媒体を返却し、利用料金を返金するものとします。
2. (データ復旧依頼後のキャンセル)
直ちに障害媒体を返却します。利用料金につきましては、データ復旧依頼後のユーザー都合による返金はいできないものとします。

第11条 <本サービスの中止>

1. 当社は、初期調査結果報告後 14 日を経過する迄にデータ復旧作業への着手に対する意思表示を頂けない場合、復旧を行う意思は無いものと判断し、お預かりしている障害媒体を返却すると共に保管しているデータの総てを抹消処理するものとします。
2. ユーザーは、前項により障害媒体が返却された後、データ復旧が必要な場合は再度本サービスに申し込む必要があります。その場合は新案件として作業します。また、障害媒体の特質上、当初の初期調査結果の報告を保証できないものとします。

第12条<納品後の不備>

1. ユーザーは納品後、データ復旧依頼の内容と異なる等再委託先に原因のある不備を発見したとき、納品日から起算して5営業日以内に再委託先へ直接当該不備を申し出た場合に限り、再委託先で追加費用なく再度の復旧およびデータ納品を行います。尚、情報漏洩防止の観点から、納品日から起算して5営業日を過ぎると、データ復旧に関連した情報を全て消去するため、上記期間を過ぎると再復旧等不備への対応ができなくなりますことを、予めご了承ください。
2. 前項にかかわらず、納品されたデータ納品用媒体の不備の原因がユーザーにある場合、ユーザーは、再度本サービスの注文が必要となります。

第13条 <免責事項>

ユーザーは、免責事項について次の各号を承諾した上で本サービスを利用するものとします。

1. 当社は、データ復旧のために調査をした結果、電気・機械的な異常がある場合は、ユーザーの同意のもと障害媒体の分解・開封等を含む作業を行なう場合があります。その場合は、障害媒体の分解・開封等が原因で障害媒体のメーカー保証が受けられなくなる等、あらゆる原状回復への責任を負わないものとします。
2. 本サービスでは、障害媒体の復旧が可能な場合、ユーザーに提示したデータリストに沿って障害媒体からデータを回収する作業を行いますが、障害媒体の性質上、データの内容については一切の関与若しくは保証をしないものとします。尚、障害媒体の障害度合いによりデータの復旧が不可能な場合があり、この場合についてもデータの内容については一切の関与若しくは保証をしないものとします。
3. 当社は、復旧したデータについて、障害前のデータとの整合性にかかわらず、復旧作業を行ったこと自体により所定の利用料金を申し受けます。尚、本サービスにおいて、障害媒体からデータを回収しますが、これによって障害媒体自体の異常が解消されるわけではないため、障害媒体について以後の使用を保証するものではないものとします。
4. 本サービスは、対象となる障害媒体が当社によって販売もしくは再委託先によって製造されたものであっても、その不具合、障害の原因にかかわらず、所定の利用料金の対価として当社から提供されるサービスであり、製品上の不具合等に対する補償サービスではないもの

とします。

5. 当社は、障害媒体の輸送の過程で生じた如何なる事故・損傷・損害に対してその責任を負いません。事故・損傷・損害についてはユーザーが配送業者と直接相談するものとします。
6. 当社は、障害媒体の初期調査、データ復旧作業の過程で生じた滅失、毀損等について、第 20 条において定めるほか一切の責任を負わないものとします。

第 14 条 <個人情報の取扱いの委託>

ユーザーが、ユーザー登録に際して登録し、または、本サービスの利用に際して開示した、企業名、担当部署名、担当の方のお名前・ご住所・電話番号・FAX 番号・生年月日・メールアドレスなどの個人情報は、再委託先に対して、本サービスの提供に必要な範囲内で個人情報の取扱いを依頼・委託いたします。なお、当社は、当社のプライバシーポリシー (<https://www.monotaro.com/main/prvplc/>) に従って、ユーザーの個人情報を取り扱うものとします。

第 15 条 <秘密保持>

当社は、ユーザーから開示される秘密情報(委託された障害媒体に記録された可視的に再生できる全ての情報)を保持し、ユーザーの事前の書面(通信手段全般を含む)による承諾がない限り、秘密情報を第三者に開示、提供または漏洩しないものとします。但し、次の各号に該当する場合にはこの限りではないものとします。

1. 開示を受けた時点で既に公知または公用となっていた情報
2. 開示を受けた時点で既に正当な手段により所有していたことを証明することができる情報
3. 開示を受けた後に自己の責によらず、公知または公用となった情報
4. 開示を受けた後に正当な情報を有する第三者から合法的に入手したことを証明することができる情報
5. 法律に基づく裁判所あるいは行政機関の要求により開示せざるを得ない情報

第 16 条 <不可抗力>

当社は、本サービスの如何なる内容も下記事由により発生する遅滞または不履行について免責されるものとし、不履行の場合には申し受けたサービス費用の返還をするものとします。

1. 天災地変、火災、戦争、暴動、その他当事者がそれぞれのコントロールを超える要因と認められる場合
2. 善意の努力によっても、本サービスの遂行が困難な場合

第 17 条 <本利用規約の変更>

当社は、本サービスおよび付帯する各サービス内容の変更等に伴い、本利用規約を予告なく変更できるものとします。本規約の変更は、第 5 条に定める方法で変更の通知を行った段階で効力を生じるものとします。

第 18 条 <契約期間>

契約期間は、当社へのお申し込み日から本サービス完了日とします。尚、第 11 条ないし第 16 条、第 20 条、第 21 条第 3 項および第 4 項、第 23 条ないし第 25 条においては、利用規約の契約期間終了後も存続するものとします。

第 19 条 <契約解除>

1. ユーザーが次の各号の一に該当する場合には、当社は、ただし書きに定める場合を除き、何らの催告なくして直ちに利用契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができる。この場合、ユーザーはその負担する一切の債務について期限の利益を失い、当社は直ちにすべての債務の履行を請求することができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、催告を要するものとする。
 - ① 利用料金の支払を遅延するなど、利用契約または本規約の条項に違反したとき
 - ② 利用契約に基づいて当社に対して負担する利用料金の支払債務、手形・小切手債務、およびこれらに付帯する利息損害金債務等の全部または一部の支払いを怠ったとき、またはこれらを支払うことができないと認められる状態に陥ったとき
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または租税滞納処分等の処分を受け、または破産手続き開始・民事再生手続き開始の申立てがあったとき
 - ④ 自ら振出し、引受けもしくは裏書きした手形・小切手を不渡りとしたとき、電子記録債権の支払不能事由が生じたとき、不渡り後もしくは支払不能後金融機関の 2 営業日以内にこれに代わる現金を支払わないとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または電子債権記録機関から支払不能に対する措置を講じられたとき
 - ⑤ 当社以外の第三者に対して負担する売買代金債務、手形・小切手債務、およびこれらに付帯する利息損害金債務その他一切の金銭債務の全部または一部の支払を怠ったとき、またはこれらを支払うことができないと認められる状態に陥ったとき
 - ⑥ 任意整理を開始したとき
 - ⑦ その他、財産状態または信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる状態に陥ったとき
2. 当社は、再委託先の過受注などの特段の事情により本サービスの提供が長期的に見込めない場合、利用契約を解除できるものとします。ただし、この場合、当社は速やかに電子メール、FAX などの書面によりユーザーに通知するものとします。

第 20 条 <損害賠償>

当社は、本サービスを履行するにあたり、その責に帰すべき事由によりユーザーに損害を発生させた場合はその損害を賠償するものとしま

す。この場合、当社の賠償責任は、当該事由から通常生ずべき実損害額の範囲内とし、かつ、当該注文にかかる利用料金を上限とします。

第 21 条＜反社会的勢力の排除＞

1. ユーザーは、自ら、法人の場合は代表者、役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者等が、次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）
 - ② 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していと認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ⑤ 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行うこと
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (オ) その他本号のいずれかに準ずる行為
2. ユーザーが、前項の規定に違反した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、利用契約等の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、ユーザーは自身の負担する一切の債務について期限の利益を失い、当社は直ちに全ての債務の履行を請求することができる。
3. 前項の規定により利用契約等の全部又は一部が解除された場合には、ユーザー及び第三者に損害が生じても、当社は当該損害につき賠償の責を一切負わないものとする。
4. ユーザーが第 1 項の規定に違反して当社に損害を与えた場合、当社は、ユーザーに対し、当該損害の賠償を請求することができる。

第 22 条＜譲渡禁止＞

ユーザーは、本規約および利用契約により生じる権利義務の全部または一部を放棄し、または第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはならないものとします。

第 23 条 ＜協議事項＞

当社およびユーザーは、本利用規約に定めのない事項、または本利用規約に関して解釈上の疑義が生じた事項について双方誠意を持って協議し、これを解決するものとします。

第 24 条＜準拠法＞

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法を適用します。

第 25 条 ＜合意管轄＞

本規約に関して紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。